

解除 宅建 H04-08-3 《#733》

【問】 正誤をつけよ。

居住用不動産の売買契約に関し、買主のローン不成立のときは契約を解除することができる旨の定めが当該契約にある場合において、ローンが不成立となったときは、売主がその事実を知っていても、買主が解除の意思表示をしない限り、契約は解除されない。

【答え】 正しい

《ポイント》 解除権の行使【★入門】

- 1 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。
- 2 前項の意思表示は、撤回することができない。（民法 540 条）